

令和 7 年度 経営管理実施権配分計画（須津山地区）

森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 35 条第 1 項の規定により、経営管理実施権配分計画を定める。

令和 7 年 11 月 28 日

富士市長 小長井 義正

経営管理実施権配分計画

1 個別事項

整理番号	配S6	経営管理実施権の設定を受ける者 (内)					(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元					(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)					(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)											経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考					
1	富士岡	2291-1	62	る	64	畠	0.4251	タケ 広葉樹	61		2025.11.28	2031.3.31	1. 森林經營 ・丙は、森林經營を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めることがある。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林經營計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。	
2	富士岡	2291-2	62	る	66	山林	0.0330	ヒノキ スギ	66						
3	富士岡	372	106	ろ	2	山林	0.3553	広葉樹	61						
			106	ろ	3			広葉樹	61						
			106	ろ	5			広葉樹	61						
			106	ろ	6			広葉樹	61						
			106	ろ	7			ヒノキ スギ	61						
			106	は	4			広葉樹	61						
4	中里	2676	106	は	5	山林	0.1200	広葉樹	66						
			106	は	6			ヒノキ スギ	66						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										(A) の森林所有者 (甲)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
1	富士岡	2291-1	62	る	64	畠	0.4251	外広葉樹	61				S6-001
2	富士岡	2291-2	62	る	66	山林	0.0330	ヒノキスキ	66				S6-001
3	富士岡	372	106	ろ	2	山林	0.3553	広葉樹	61				S6-002
			106	ろ	3			広葉樹	61				S6-002
			106	ろ	5			広葉樹	61				S6-002
			106	ろ	6			広葉樹	61				S6-002
			106	ろ	7			ヒノキスキ	61				S6-002
			106	は	4			広葉樹	61				S6-002
4	中里	2676	106	は	5	山林	0.1200	広葉樹	66				S6-004
			106	は	6			ヒノキスキ	66				S6-004

整理番号	配S6	経営管理実施権の設定を受ける者 (内)					(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元					(所在地) 静岡県富士宮市原942番地					
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)					(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)												経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考							
			106	は	10			広葉樹	66			2025.11.28	2031.3.31				
5	富士岡	376	106	ろ	7	山林	0.2059	ヒノキ タチバナ	56								
			106	ろ	12			ヒノキ タチバナ	56								
6	富士岡	371	106	ろ	1	山林	0.5471	ヒノキ	59								
7	中里	2266-6	106	い	4	畠	0.0823	ヒノキ タチバナ	59								
8	富士岡	2290-11	62	る	52	山林	0.0271	スギ	59								
9	富士岡	2290-12	62	る	53	山林	0.0271	スギ	59								
10	富士岡	2290-16	62	る	54	山林	0.0115	スギ	59								
11	富士岡	2290-2-1	62	る	55	山林	0.0846	スギ	59								
12	富士岡	2290-8	62	る	56	山林	0.0274	スギ	59								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										(A) の森林所有者 (甲)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
			106	は	10			広葉樹	66				S6-004
5	富士岡	376	106	ろ	7	山林	0.2059	ヒノキ スギ	56				S6-006
			106	ろ	12			ヒノキ スギ	56				S6-006
6	富士岡	371	106	ろ	1	山林	0.5471	ヒノキ	59				S6-007
7	中里	2266-6	106	い	4	畠	0.0823	ヒノキ スギ	59				S6-008
8	富士岡	2290-11	62	る	52	山林	0.0271	スギ	59				S6-009
9	富士岡	2290-12	62	る	53	山林	0.0271	スギ	59				S6-009
10	富士岡	2290-16	62	る	54	山林	0.0115	スギ	59				S6-009
11	富士岡	2290-2-1	62	る	55	山林	0.0846	スギ	59				S6-009
12	富士岡	2290-8	62	る	56	山林	0.0274	スギ	59				S6-009

整理番号	配S6	経営管理実施権の設定を受ける者 (内)					(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元					(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)					(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)												経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考						
13	富士岡	2290-9	62	る	57	山林	0.0158	スキ	59		2025.11.28	2031.3.31	1. 森林經營 ・丙は、森林經營を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。	1. 甲に支払われるべき還元額の算定方法 ・甲に支払われるべき還元額は、木材の販売収入の額と補助金額から木材生産業務費、木材販売業務費、補助金事務手数料、森林保険料等の森林管理費を控除した収益額をもとに算定する。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。	
			62	る	58			スキ	59				2. 木材の販売収入の額の算定方法 ・木材の販売収入の額については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘案して算定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材の販売収入が殆ど得られない箇所については、上記の算定方法の適用外とする。	2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。		
			62	る	59			スキ	59				3. 木材生産業務費の算定方法 ・木材生産業務費については、丙が企画提案書に示した設定金額を勘定する。 ただし、林況によって、森林を育成するための保育間伐を優先して実施すべき箇所や木材生産業務を実施しなかった箇所は、上記の算定方法の適用外とする。			
			62	る	67			スキ	59				4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。			
			62	る	68			スキ	59							
			62	る	69			スキ	59							
14	中里	2265-10	106	い	7	山林	0.1533	ヒノキ	61							
15	中里	2265-13	106	い	8	山林	0.2016	スキ 広葉樹	61							
16	中里	2265-14				山林	0.1920									
17	富士岡	2290-3-1	62	る	50	畠	0.1408	スキ	57							

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										(A) の森林所有者 (甲)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
13	富士岡	2290-9	62	る	57	山林	0.0158	スギ	59				S6-009
			62	る	58			スギ	59				S6-009
			62	る	59			スギ	59				S6-009
			62	る	67			スギ	59				S6-009
			62	る	68			スギ	59				S6-009
			62	る	69			スギ	59				S6-009
14	中里	2265-10	106	い	7	山林	0.1533	ヒノキ	61				S6-010
15	中里	2265-13	106	い	8	山林	0.2016	スギ 広葉樹	61				S6-010
16	中里	2265-14				山林	0.1920						S6-010
17	富士岡	2290-3-1	62	る	50	畠	0.1408	スギ	57				S6-011

整理番号	配S6	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)					(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元					(所在地) 静岡県富士市原942番地		
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)					(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地		
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)													木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現況 林齡	備考	経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営 管理の内容 (C)	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法
			62	る	51			スピ	57		2025.11.28	2031.3.31		
			62	る	52			ヒノキ	57					
18	富士岡	2290-13	62	る	67	畠	0.0188	スピ ヒノキ	66					
19	富士岡	2290-14	62	る	68	畠	0.0188	スピ ヒノキ	66					
20	富士岡	2290-15	62	る	69	畠	0.0188	スピ ヒノキ	66					
21	富士岡	2290-3-2	62	る	49	畠	0.1523	スピ	59					
			62	る	50			スピ	59					
22	富士岡	2290-10	62	る	55	山林	0.0274	ヒノキ	59					
23	富士岡	2290-5	62	る	56	山林	0.0224	スピ	59					
24	富士岡	2290-7	62	る	58	山林	0.0274	スピ	59					

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										(A) の森林所有者 (甲)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
			62	る	51			スキ	57				S6-011
			62	る	52			ヒノキ	57				S6-011
18	富士岡	2290-13	62	る	67	畠	0.0188	スキ ヒノキ	66				S6-012
19	富士岡	2290-14	62	る	68	畠	0.0188	スキ ヒノキ	66				S6-012
20	富士岡	2290-15	62	る	69	畠	0.0188	スキ ヒノキ	66				S6-012
21	富士岡	2290-3-2	62	る	49	畠	0.1523	スキ	59				S6-012
			62	る	50			スキ	59				S6-012
22	富士岡	2290-10	62	る	55	山林	0.0274	ヒノキ	59				S6-013
23	富士岡	2290-5	62	る	56	山林	0.0224	スキ	59				S6-013
24	富士岡	2290-7	62	る	58	山林	0.0274	スキ	59				S6-013

整理番号	配S6	経営管理実施権の設定を受ける者 (内)					(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元					(所在地) 静岡県富士宮市原942番地					
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)					(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地					
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)												経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考	(B)						
			62	る	59			大	59		2025.11.28	2031.3.31	1. 森林經營 • 丙は、森林經營を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 • 丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 • 丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 4. 留意事項 • 森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 • 丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 • 木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 • 甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林經營計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 • 木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 • 丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。			
			62	る	63			広葉樹	61								
			62	る	64			広葉樹	61								
			62	る	69			広葉樹	61								
25	富士岡	2290-2-2	62	る	51	畠	0.0743	ヒノキ	57								
			62	る	56			ヒノキ	57								
			62	る	57			ヒノキ	57								
			62	る	58			ヒノキ	57								
26	富士岡	402	106	ろ	24	山林	0.0704	ヒノキ	64								
27	富士岡	403	106	ろ	29	山林	0.0152	広葉樹	64								

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										(A) の森林所有者 (甲)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
			62	る	59			スギ	59				S6-013
			62	る	63			広葉樹	61				S6-013
			62	る	64			広葉樹	61				S6-013
			62	る	69			広葉樹	61				S6-013
25	富士岡	2290-2-2	62	る	51	畠	0.0743	ヒノキ	57				S6-014
			62	る	56			ヒノキ	57				S6-014
			62	る	57			ヒノキ	57				S6-014
			62	る	58			ヒノキ	57				S6-014
26	富士岡	402	106	ろ	24	山林	0.0704	ヒノキ	64				S6-015
27	富士岡	403	106	ろ	29	山林	0.0152	広葉樹	64				S6-015

整理番号	配S6	経営管理実施権の設定を受ける者 (内)					(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元					(所在地) 静岡県富士宮市原942番地				
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)					(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地				
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)												経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期)	経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考						
28	富士岡	406	106	ろ	30	山林	0.0109	榧	64		2025.11.28	2031.3.31	1. 森林經營 ・丙は、森林經營を受託し、利用間伐、森林作業道開設といった木材生産業務及び木材販売業務を実施する。 2. 森林管理 ・丙は、森林管理を受託し、火災、病害虫及び気象災害等の状況を確認するため、年1回以上、林道などの既設道からの目視による森林巡回を実施する。 3. 森林施業 ・丙が提示した企画提案書に基づいて、丙は、森林施業を実施するとともに、溪畔林における伐採等は控えるなど生物多様性に配慮する。 4. 留意事項 ・森林施業の実施に当たっては、木材生産業務費を補うために補助金を適用することができる。 ・丙は、補助金の支給を受けるための事務手数料を木材生産業務費の10%以内で計上することができる。 ・木材生産等に要する経費が木材の販売による収入と補助金との合計金額を上回ってしまった場合は、丙がその差額分を負担することとし、甲に金銭的な負担を求めないこと。 ・甲及び乙は、補助金の適用を受けるのに必要な森林経営計画を速やかに策定できるように丙に協力すること。	1. 時期 ・木材生産業務及び木材販売業務が完了し、収支結果が確定後、速やかにおこなう。 2. 相手方及び方法 ・丙から甲にDを支払うこととし、支払方法は、甲の指定する口座振込又は甲に現金手渡しによりおこなう。		
29	富士岡	411-2	106	ろ	34	山林	0.0684	ヒノキ	64							
30	中里	2264	106	い	3	山林	0.4723	榧 ヒノキ	61							
31	中里	2265-6	106	い	4	山林	0.0099	タケ								
32	中里	2266-1				畠	0.2366									
33	中里	600-4	106	は	1	山林	0.1375	広葉樹	69							
34	中里	600-5	106	は	2	山林	0.0952	広葉樹	69							
35	中里	2254-3	107	は	1-1	畠	0.0514	ヒノキ	32							
36	中里	2255-2				畠	0.7115									
37	中里	2263-1	106	い	3	畠	0.0380	ヒノキ	61							

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										(A) の森林所有者 (甲)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
28	富士岡	406	106	ろ	30	山林	0.0109	スキ	64				S6-015
29	富士岡	411-2	106	ろ	34	山林	0.0684	ヒノキ	64				S6-015
30	中里	2264	106	い	3	山林	0.4723	スキ ヒノキ	61				S6-015
31	中里	2265-6	106	い	4	山林	0.0099	カケ					S6-015
32	中里	2266-1				畠	0.2366						S6-015
33	中里	600-4	106	は	1	山林	0.1375	広葉樹	69				S6-017
34	中里	600-5	106	は	2	山林	0.0952	広葉樹 ヒノキ	69				S6-017
35	中里	2254-3	107	は	1-1	畠	0.0514	ヒノキ	32				S6-018
36	中里	2255-2				畠	0.7115						S6-018
37	中里	2263-1	106	い	3	畠	0.0380	ヒノキ	61				S6-019

整理番号	配S6	経営管理実施権の設定を受ける者 (丙)					(名称) 株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元					(所在地) 静岡県富士宮市原942番地			
		経営管理実施権を設定する市町村 (乙)					(名称) 富士市長 小長井 義正					(住所又は所在地) 静岡県富士市永田町1丁目100番地			
丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										経営管理実施権の始期	経営管理実施権の存続期間 (終期) (B)	経営管理実施権に基づいて行われる経営 管理の内容 (C)	木材の販売による収入から木材生産等に要する経費を控除してなお収益がある場合において甲に支払われるべき金銭 (D) の額の算定方法	丙が甲にDを支 払うべき時期、 相手方及び方法	
番号	所在	地番	林班	準 林 班	小 班	地目	面積 (ha)	現況 樹種	現 況 林 齡	備考					
38	富士岡	2290-21	62	る	46	畠	0.0585	ヒノキ	67		2025.11.28	2031.3.31			
39	富士岡	2290-22	62	る	47	畠	0.0082	ヒノキ	56						
			62	る	48			ヒノキ	59						
40	中里	2673-1	106	と	50	畠	0.0074	ヤギ*	66						
41	中里	2673-2	106	い	11	畠	0.0073	ヤギ*	66						
42	中里	2673-3				畠	0.0074								
43	中里	2255-1	107	は	1-1	畠	0.3736	ヒノキ	32						
			107	は	1-2			ヒノキ	32						
44	中里	2269-6	107	は	1	山林	0.2564	ヒノキ	51						
45	中里	2265-11	106	い	9	畠	0.2466	ヤギ*	10						

丙が経営管理実施権の設定を受ける森林 (A)										(A) の森林所有者 (甲)			備考
番号	所在	地番	林班	準林班	小班	地目	面積 (ha)	現況樹種	現況林齡	備考	住所又は所在地	氏名又は名称	
38	富士岡	2290-21	62	る	46	畠	0.0585	ヒノキ	67				S6-020
39	富士岡	2290-22	62	る	47	畠	0.0082	ヒノキ	56				S6-020
			62	る	48			ヒノキ	59				S6-020
40	中里	2673-1	106	と	50	畠	0.0074	スギ	66				S6-021
41	中里	2673-2	106	い	11	畠	0.0073	スギ	66				S6-021
42	中里	2673-3				畠	0.0074						S6-021
43	中里	2255-1	107	は	1-1	畠	0.3736	ヒノキ	32				S6-022
			107	は	1-2			ヒノキ	32				S6-022
44	中里	2269-6	107	は	1	山林	0.2564	ヒノキ	51				S6-023
45	中里	2265-11	106	い	9	畠	0.2466	ヤマ	10				S6-024

この計画に同意する。

権利の設定を受ける者（丙）

所在地

静岡県富士宮市原942番地

株式会社白糸植物園 代表取締役 渡邊 定元

印

権利を設定をする市町村（乙）

所在地

静岡県富士市永田町1丁目100番地

富士市長 小長井 義正

印

（記載注意）

- (1) この個別事項は、経営管理実施権の設定を受ける者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。
- (3) 備考欄には、経営管理権集積計画の整理番号を記載すること。
- (4) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定めた経営管理権集積計画に基づく森林の場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付することとともに備考欄に記載すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (5) 当該経営管理実施権配分計画（写）に丙が乙に提出した企画提案書の全て又はその一部を添付して丙から甲に送付すること。

2 共通事項

経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権及び経営管理受益権（金銭の支払いを受ける権利）は、1の個別事項に定めるものほか、次に定めるものとする。

（1）経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容

丙は、1の個別事項に記載された森林（以下「当該森林」という。）の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより木材の生産及び木材の販売（以下「木材生産等」という。）を実施し、木材の販売による収入（以下「販売収入」という。）を收受するとともに、販売収入と補助金から木材生産等に要する経費を控除した収益をもとに、甲に還元するものとする。

（2）森林施業による測量の実施

① 丙は、経営管理実施権配分計画に定めた当該森林の施業範囲毎に測量を実施するものとする。

② 丙は、測量を実施した成果を現地で把握できるように測量杭を打設し、位置情報（座標等）を把握することで、森林施業の範囲の明確化に努めるものとする。

③ 丙は、甲の所有する当該森林と隣接する森林所有者との合意形成の必要性が新たに生じた場合は、境界を把握するための調査など必要な措置を講じるものとする。

（3）丙の義務

丙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、甲から丙に対して義務の履行を求められるとともに、甲に対して善管注意義務を負うものとする。また、丙は、乙に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告をしなければならない。

（4）乙の義務

乙は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画に規定された権限の範囲内において、丙に対して監督責任を負うものとする。また、乙は、丙から当該森林の経営管理の状況等についての報告を受けた際には、経営管理が適正に履行されているかの確認をしなければならない。その結果、経営管理に改善の余地がある場合には、乙は、丙に対して、経営管理の改善指導を行うものとする。

（5）経営管理実施権の対象とする森林

当該森林にある立木竹の権利は、甲に帰属する。

（6）経営管理実施権の設定

経営管理実施権配分計画の公告により、丙に経営管理実施権が設定される。また、公告した経営管理実施権配分計画の写しについて、甲に送付するものとする。なお、丙に設定された経営管理実施権は、公告した後に、当該森林の所有者となった者（国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。）に対しても、その効力が持続されるものとする。

（7）経営管理実施権の設定等の条件

① 乙は、当該森林に係る経営管理権集積計画を取り消す場合には、予め、丙に通知するものとし、経営管理権集積計画を取り消した場合は、経営管理実施権配分計画を取り消すものとする。

② 乙は、丙が次のいずれかに該当する場合には、経営管理実施権配分計画のうち、丙に係る部分を取り消すことができる。

ア 偽りその他不正な手段により乙に経営管理実施権配分計画を定めさせていたことが判明した場合

イ 森林経営管理法第36条第2項各号に掲げる要件を欠くに至ったと認める場合

ウ 当該森林について経営管理を行っていないと認める場合

エ 経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払又はこれに代わる供託をしない場合

オ 正当な理由がなくて（3）の報告をしない場合

③ 乙は、災害その他の事由により当該森林において、丙が（1）に掲げる事項を実施することが著しく困難であると認めた場合は、気象災等により被害が生じて、（10）により復旧を行う場合を除いて、経営管理実施権配分計画から当該森林に係る部分を取り消すことができる。

④ 丙は、1の個別事項に定める経営管理実施権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得なければならない。

⑤ 乙及び丙は、この経営管理実施権配分計画に定めた経営管理実施権に関する事項は変更しないものとする。

⑥ 丙は、経営管理実施権の全部又は一部について、第三者に移転若しくは設定してはならない。

⑦ 丙の権利義務の全部を継承した者は、経営管理実施権についても継承するものとし、丙又は当該権利義務の全てを継承した者は、予め、その旨を甲及び乙に通知するものとする。

(8) 甲への通知

当該森林について、甲への還元額（D）が生じた場合、丙が甲に対して、還元額の明細書を通知するものとする。

(9) 森林への立入り及び施設の利用等

① 丙は、（1）、（2）、（10）、（14）に掲げる事項を実施するため必要な場合は、当該森林に隨時立ち入り、若しくは丙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは丙以外の者に使用させることができる。

② 丙は、（1）、（2）、（10）、（14）に掲げる事項を実施するため必要な場合は、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は丙以外の者に設置させることができる。この場合において、丙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。

③ 丙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ、第三者から立木の除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が立木の除去等を行うことを認めることができる。

(10) 森林保険

① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、丙が森林保険の給付額の範囲内で復旧を行うこととする。

② 丙は、甲を被保険者として、当該森林についての森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は丙がこれを行うものとする。

③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金が受給される場合、甲は当該保険金の請求及び受領を丙に委任するものとし、丙が復旧する用に供するため、当該保険金を復旧費用として適用することとする。

(11) 災害等による経営及び管理の取り扱い

次に掲げる場合において、（1）に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になってしまった場合、丙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき

② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき

③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害賠償

① 丙は、丙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。

② 丙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、丙は損害賠償責任を負わないものとする。

(13) 経営管理実施権の存続期間の満了時における清算の方法

経営管理実施権の存続期間が満了した場合において、甲と丙との間に新たな金銭の受渡しは生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

(14) 森林利用の制約

① 丙は、森林施業に支障が生じない範囲内であれば、甲が森林を利用することを認めるものとする。

② 丙は、森林保全の観点から、第三者が当該森林に立ち入り、当該森林を無断に使用することが懸念される場合は、進入禁止の立て看板の設置等の必要な措置を講じるものとする。

(15) その他

この経営管理実施権配分計画に定めのない事項及びこの経営管理実施権配分計画に疑義が生じたときは、乙、丙が協議して定めるものとする。